

議案第13号

岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例の一部改正について

岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例の一部を改正する条例

岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例（平成26年岩倉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく岩倉市介護保険事業計画」を「、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく岩倉市介護保険事業計画及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条の規定に基づく岩倉市認知症施策推進計画」に改める。

第3条第1号中「及び岩倉市介護保険事業計画」を「、岩倉市介護保険事業計画及び岩倉市認知症施策推進計画」に改め、同条第2号中「及び介護保険事業」を「、介護保険事業及び認知症施策」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。